

(別紙2)

南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入 事業者選定基準

1. 審査方法

- (1) 審査方法は、提出書類に基づく書類審査とプレゼンテーション審査による総合評価とし、評価点数により順位を決定する。
- (2) プレゼンテーション審査は5名程度で構成する南魚沼市新健診施設等建設事業什器購入に係るプロポーザル審査委員会において評価採点するものとし、各審査委員が採点した合計点数を、その事業者の評価点数とする。
- (3) プレゼンテーション審査では、提案書に基づく事業者のプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (4) 提案者が1事業者のみの場合においても、一連の審査を行うこととし、評価点数が各評価項目の評点合計の100分の60を超えていることを条件として、その事業者を候補者とする。

2. 評価項目及び内容

(1) 技術評価（書類審査・プレゼンテーション審査）

評価項目	評価のポイント	評点
コーディネート	・仕様等をふまえたコーディネートとなっているか	30点
レイアウト	・導線等に配慮して使いやすい配置となっているか	20点
耐久性・品質	・耐久性など品質は問題ないか	10点
納品実績	・実績は十分であるか	10点
追加提案	・仕様にはないが有効と思われる提案があるか	10点
		80点

(2) 価格評価

ア 価格評価点の算定式は、次のとおりとする。

【算定式】価格評価点＝配点（20点）×（最低提案価格／提案価格）

（注1）計算結果は小数点以下を切り捨てる。

（注2）価格評価点は20点を限度とする。

イ 参考見積額が見積限度額を超えた場合は失格とする。

（注3）見積限度額は「南魚沼市新健診施設等建設事業什器（食堂エリア）購入に係る公募型プロポーザル実施要領」4. 見積限度額において定めた額とする。